

## ご存じですか？「登録型本人通知制度」

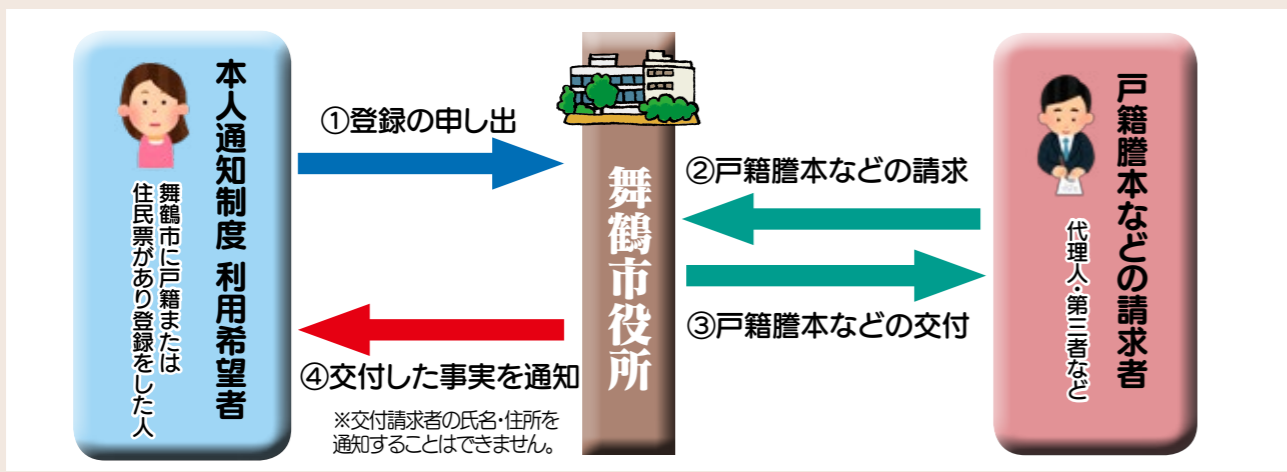
～ 個人のプライバシーなどの権利侵害を防ぐために ～

登録型本人通知制度とは、戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者や代理人などに交付したときに、交付した事実について登録者本人にお知らせする制度です。本市に本籍や住民登録のある人（過去にあった人）は、事前に登録することで、本制度を利用することができます。

これにより、戸籍謄本などの不正取得の早期発見や委任状の偽造などによる不正請求の抑止につながるこ

とが期待されます。登録を希望される人は、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類を持って下記の受け付け窓口へ。

- 【受け付け窓口】**
- ◆市民課 ◆西支所市民・年金係
  - ◆加佐分室 ◆市民交流センター
- ▶詳しくは、市民課（☎66・1002）か西支所市民・年金係（☎77・2252）へ。



舞鶴市では、戸籍謄本などの不正取得による個人の権利の不当な侵害を防止する効果をさらに高めるため、これまで通知の対象外としていた弁護士などによる訴訟手続きのための請求についても全て通知の対象としました。

## マイナンバー制度に便乗した不審な電話にご用心！

### 《事例》

突然、国の関係機関を名乗る人物から電話があり、「公的機関に寄付したい」「マイナンバーを貸してほしい」と言われ、寄付への協力ならと考え、マイナンバーを教えた。

すると数日後、寄付を受けたという団体を名乗る人物から「マイナンバーを教えたことは罪になる」「解決するためにはお金がいる」と要求され、怖くなって現金を郵送した。

**「マイナンバーを貸して」  
という電話は詐欺です。**

**《こんな電話にも注意！》**  
「マイナンバーの調査をしています。家族構成を教えてください」  
「マイナンバーのセキュリティにお金がかかります」  
「マイナンバーが始まると手続きが面倒になるので、振り込み先の口座番号を教えてください」

- 《不審な電話がかかってきたら》**
- ◆市消費生活センター（市民課内、☎66・1006）
  - ◆消費者ホットライン（☎188）
- 《詐欺など被害にあわれたら》**
- ◆舞鶴警察署（☎75・0110）
  - ◆警察 相談専用電話（#9110）

▶詳しくは、市民課（☎66・1006）へ。

## 人権のつどい2015を開催

**【日時】** 12月12日(土)  
13時30分～15時30分

**【場所】** 総合文化会館

- 【内容】** ◆まいづる児童合唱団の歌  
◆中学生人権作文の発表  
◆人権なんでも相談（10時～12時）▲宇梶剛士さん  
◆俳優の宇梶剛士さんによる講演「転んだら、どう起きる？」  
**【その他】** ◆要約筆記・磁気テープ席あり  
◆手話通訳や託児を希望する場合は、12月7日(月)までに電話で人権啓発推進室（☎66・1022）へ。



## 人権相談を実施

- ◆人権なんでもお気軽相談
- 【日時】** 毎週月曜日（休日の場合は翌日）9時～12時  
**【場所】** 法務局舞鶴支局  
**【内容】** 面接相談（個室）、電話相談
- ◆特設人権相談所
- 【日時・場所】** ◆第2木曜日…城南会館  
◆第3木曜日…南公民館、いずれも9時～12時  
**【内容】** 面接相談（個室）
- 《共通》**  
**【内容】** 人権擁護委員が応じる  
**【問い合わせ先】** 法務局舞鶴支局（☎76・0858）

## 人権標語 入賞作品が決定

7月～9月に募集した人権標語の入賞作品が決定。応募総数6,663点の中から、特選、入選、佳作が決まりました。入賞者の皆さんは次のとおりです（敬称略）。

- 【特選】**
- ◆気づきたい だれかがだしてる SOS  
中口愛良理（池内小3年）
  - ◆やさしさは 少しの勇気と 思いやり  
川田ひかる（倉梯第二小6年）
  - ◆さみしくない そばにきつと だれかいる  
大野夢海（和田中3年）
  - ◆聞こえますか 相手の声 感じますか 相手の心  
黒田耕吏（一般）
- 【入選】** 久代里音（高野小1年）、森本紗弥（志楽小2年）、西野愛奏音（池内小2年）、林凜大朗（新舞鶴小3年）、川上桃加（新舞鶴小5年）、本田誠士郎（岡田小5年）、小山美咲希（中舞鶴小6年）、玉木尊士（和田中1年）、森田圭祐（一般）、中村謙二（一般）
- 【佳作】** 鈴木多恵（中舞鶴小2年）、川崎結斗（明倫小4年）、江上琴美（中筋小5年）、朝倉壮哉（新舞鶴小6年）、浅田隼輝（三笠小6年）、荻野紅葉（志楽小6年）、松岡朋紀（高野小6年）、西垣怜（和田中1年）、平井花奈（城北中2年）、高田広樹（一般）
- ▶詳しくは、人権啓発推進室（☎66・1022）へ。



## しない・させない・許さない — 身元調査は人権侵害につながる行為 —

Aさんは、以前から付き合っていたB子さんと結婚しようと思いましたが、B子さんを両親に紹介しました。両親はB子さんの人柄を気に入り、結婚はこのまま順調に進むかと思われました。ところが両親は周囲の勧めもあってB子さんの身元調査をしようと考え始めています。

身元調査には、結婚や就職の際に行う調査、商行為上における相手方の信用調査や資力調査などさまざまなものがあり、これらの調査は、聞き合わせや興信所などの民間調査機関によって行われます。中でも結婚や就職に際し、本人の了解を得ないまま本人の知らないところで、出身（本籍）や家柄、経歴、家庭環境などを調べる身元調査は、重大な人権侵害につながる行為となります。

身元調査をめぐるのは、平成23年に30,000件にも及ぶ戸籍謄本などの不正取得が行われていた事件が発覚しました。事件の関係者の証言によりこの不正取得の多くが結婚相手の身元調査であったことが明らかになっています。

誰にでも、相手をよく知りたいという思いがあり、とりわけ結婚になると、親としては相手のすべてを知っておきたいという気持ちが強くなるのかもしれませんが、だからといって、こっそりと調べ、本人の人格や資質とは全く関係のないことで、人としての価値や結婚の適否を判断しようとするのは決して肯定されるものではありません。ましてや、その調査が差別意識や偏見に基づいて行われているとしたら、その行為は明らかに人権侵害です。このような身元調査をあなた自身がされたらどう感じますか。その結果、家柄や出身などを理由に結婚を反対されたらどうでしょうか。

身元調査は、プライバシーの侵害や人権侵害につながる行為になるということを一人ひとりが認識し「身元調査をしない・させない・許さない」という意識を高めていくことが差別をなくすことのみならず、私たちみんなの人権を守ることに繋がります。

《人権啓発推進室》